

事務連絡
令和2年4月17日

一般社団法人日本看護系大学協議会 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症対策における看護職の確保にむけた取組について
(協力依頼)

日頃より、看護教育の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、保健師助産師看護師養成所（以下「養成所」という。）及び看護系大学等においても、臨時休業や遠隔での授業等の対応をされていることと存じます。今般、新型コロナウイルス感染症拡大による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域が全国47都道府県となったところであり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた取組の強化に加え、今後の感染者数の更なる増加に備えた地域の医療提供体制の整備が急務となっています。

現在、各都道府県が主体となり、帰国者・接触者外来の増設・対応能力の向上、感染者の入院を受け入れる重点医療機関の設定や軽症者等の宿泊療養・自宅療養の開始等、地域における医療提供体制の整備を進めているところですが、こうした各種対策において、それぞれの場で対応にあたる看護職を含めた医療従事者の確保が逼迫した課題の一つとなっています。

そこで、地域の医療提供体制の整備における看護職確保のため、看護職の免許を有し、現在、養成所及び大学等で教育活動に携わっている教職員等について、新型コロナウイルス感染症対策に関連した活動へのご協力をお願いしたく、貴会に対し、会員への周知等の協力要請をいたします。

具体的な例示として、次のような業務における看護職の活躍が想定されますが、感染拡大状況及びその対策の進捗状況により、期待される役割等は各都道府県の実情によるものと考えられます。実際に看護職としての活動にご協力いただくに当たっては、都道府県と十分に連携・ご相談いただけますよう併せてお願い申し上げます。

- ・帰国者・接触者外来における健康相談、PCR検査補助業務
- ・感染者の入院受け入れ医療機関における看護業務

- ・軽症者の宿泊施設における健康相談業務や自宅療養者の健康相談業務 等

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井、片山

電話：03-5253-1111（内線 4171、2599）